

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ガンビア人権報告書 2020 年版

概要

ガンビアの憲法には、複数政党制民主共和国に向けたあらゆる条項及び保証が列挙されている。2016 年に、野党 7 党連合の合意に基づく統一候補のアダマ・バロウ (Adama Barrow) が、国際監視団から平和的で信頼できるとみなされた選挙において、現職大統領のヤヒヤ・ジャメ (Yahya Jammeh) を打ち破った。バロウは最初、ジャメ前大統領が権力の譲渡を拒んでいた 6 週間の政治的行き詰まりの中で、2017 年 1 月にセネガルのダカールで宣誓をして大統領に就任した。そして、西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States) 加盟国の主導による平和的な地域的及び国際的介入によって、前大統領が国外に追放される結果となったあとの翌月に、バロウ大統領は改めてガンビアで宣誓をして就任した。2017 年の議会選挙では、統一民主党 (United Democratic Party) が、53 の改選議席のうちの 31 議席を獲得した。国際及び国内監視団は、これらの選挙を自由且つ公正なものとした。

ガンビア警察 (Gambia Police Force) は、国内の治安維持を担当していて、内務大臣に直属している。ガンビア軍 (Gambia Armed Forces) は、ガンビア国軍 (Gambia National Army)、ガンビア海軍 (Gambia Navy)、共和国国家警備隊 (Republican National Guard) 及びガンビア空軍 (Gambia Air Force) の 4 部門で構成されている。ガンビア軍の主な責任は、自国の領土保全の維持防衛、緊急時における行政当局の支援、並びに農業、エンジニアリング、保健及び教育における自然災害救援活動の実施である。防衛スタッフの長官がガンビア軍を統治し、防衛大臣を通じて最高司令官である大統領に報告を行う。文官当局が、治安部隊に対する実質的な統制権を保持していた。治安部隊のメンバーが何件かの虐待を行っていた。

重大な人権問題としては、過酷で生命にかかわる刑務所環境、人身売買、及び成人同士の合意の上での同性愛行為を刑事罰の対象とする法律の存在があったが、この法律が執行されることはめったになかった。

政府は、虐待行為を行った何人かの政府職員に対する捜査、訴追或いは責任追及のための措置を講じていた。しかしそれにもかかわらず、処罰免除及び一貫した執行の欠如が依然として発生していた。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府職員が恣意的又は非合法的な殺人を行っているという報告はなかった。

b. 失踪

当年中における、政府当局又はその代行者による失踪の報告はなかった。

ジャメ政権中に勾留された人々の家族は、引き続き、行方不明の親族に関する情報と、殺害、失踪及びその他の重大犯罪の張本人に対する責任追及を求めていた。2019年の7月と8月に、真実・和解・補償委員会（Truth, Reconciliation, and Reparation Commission : TRRC）でのジャメ前大統領の暗殺団「ジャングラーズ（Junglers）」のメンバーによる公開証言の中で、2013年に政府職員によって誘拐された、米国とガンビアの二重国籍を持つアルハジー・セーサイ（Alhagie Ceesay）とエブリマ・ジョベ（Ebrima Jobe）の遺体のおおまかな場所が明らかになった。TRRCは、ジャメ前大統領の22年間に及ぶ支配（1994～2016年）中の人権侵害に取り組むために、2017年に創設された。TRRCでの証言によれば、セーサイとジョベは、カニライ村の近くの前大統領の広大な農場に埋められているということである。政府は、2人の遺体の場所を突き止めて身元確認をするために、国際的な科学捜査支援を公式に要求して受け入れており、この支援は年末時点でも引き続き提供されていた。

c. 拷問及び他の残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は処罰

憲法及び法律ではこうした慣行を禁止している。しかし当年中に、警察官による被勾留者の非人道的で品位を傷つける取扱いの報告が1件あった。この事件は捜査が行われ、当該警察官は処罰された。

オンライン新聞の『ガイナコ (Gainako)』紙によれば、7月25日に、警察犯罪防止班（Police Anti-Crime Unit）のゴルジ・ムブーブ（Gorgi Mboob）指揮官が、ビジロにある同班の刑務所農場において、鋏で被勾留者のエブリマ・サネー（Ebrima Sanneh）の性器を殴打した。サネーは性器出血のために入院した。当初警察は、「虚偽の、大衆を欺くことを意図したもの」として、この事件に関するメディア報道に反論していたが、7月25日に内務省が国家人権委員会（National Human Rights Commission）による調査を命じて、ムブーブを休職させる措置を講じた。そして10月8日に同委員会は、ムブーブがサネーに暴行を加えて傷つけたと断定し、ムブーブを懲戒処分にして犯罪防止班から外すとともに、サネーに賠償金を支払うように勧告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オンライン・ポータル「コンダクト・イン・UN フィールド・ミッションズ (Conduct in UN Field Missions)」によれば、国連平和維持活動のために配備されたガンビア平和維持部隊の隊員による性的搾取及び虐待の公開申し立て（2018年に提出）が1件あり、伝えられるところによれば、そこには2013～2015年における1人の成人との搾取的関係が関与しているということである。国連はその件に関する調査を終えて、政府からの追加情報を待っているところである。年末の時点で、当局からまだ追加情報は提供されておらず、また説明責任措置も講じられていない。

刑務所及び収容施設の状況

食料不足、甚だしい過密状態、身体的虐待及び不適切な衛生状態のために、刑務所の状況は過酷で生命にかかわるようなものであった。

物理的状況：過密状態が問題となっていて、特に判決待ちの被勾留者が収監されている、地区中央刑務所であるバンジュールのマイル2刑務所 (Mile 2 Prison) の再勾留翼棟ではそれが顕著であった。NGOのワールド・プリズン・ブリーフ (World Prison Brief) によれば、2019年に当局は、最大収容人数650人の施設に691人の被勾留者を収監していたということである。食事の質と、飲料水、トイレ、換気設備、照明及び医療へのアクセスは、依然として不十分なままであった。15歳という若さの未成年たちが、大人たちと一緒に公判前勾留施設に収監されているという信憑性の高い報告があった。

運営：当局は、信憑性の高い虐待の申し立てに対する調査を行っていた（第1節のc. 拷問及び他の残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は処罰を参照）。

独立的監視：政府は、オンブズマン事務局 (Office of the Ombudsman)、TRRC及び国内外の非政府組織 (NGO) に対して、全ての刑務所への無制限のアクセスを認めていた。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

憲法及び法律では恣意的な逮捕及び勾留を禁じていて、誰もが法廷で逮捕又は勾留の合法性に異議を申し立てる権利を有すると規定している。政府は概ねこれらの要件を遵守しており、当年中には恣意的な逮捕の報告はなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

法律では当局に、誰かを逮捕する場合には事前に令状を取ることを義務付けているが、警察官はしばしば令状なしで人々を逮捕していた。1997年の憲法採択の前に制定された軍事法令では、国家情報局（National Intelligence Agency）と内務大臣に、「国家安全保障のためには」罪状なしで無期限に人々を勾留する幅広い権限を与えている。こうした勾留に関する法令は憲法と矛盾しているが、それらに対する法的な異議申し立てはなされていなかった。政府は、もうそれらの法令は執行しないと主張していた。

司法官の前に連れていかれて起訴されるまでの勾留期間は、一般的に2時間から72時間までの間となっている。72時間というのは、それを超えると被勾留者を起訴するか釈放することが当局に法律で義務付けられている法定制限時間であるが、72時間の制限を超える勾留の事例が数多くあった。機能的な保釈制度があったが、保釈を認めてもらうためには、一般的に2人の保証人と事前送金が必要とされた。

場合によっては、職員が被勾留者に、すぐに弁護士や家族と会うことを認めないということもあった。裁判官が公費で弁護士を付けていたのは、有罪判決に死刑が含まれる、殺人といった極刑に値する重罪で告発された貧困者に対してのみであった。外部との連絡を遮断した状態での容疑者の勾留は、行われていなかった。

公判前勾留：未決事案と司法制度の非効率性のために、公判前勾留の長期化が生じていた。マイル2刑務所の再勾留翼棟の多くの収監者が、場合によっては数年にわたって裁判を待ち続けていた。ガンビア刑務局（Gambia Prison Services）によれば、刑務所収監者のおよそ半数は公判前勾留中の人たちであるとのことであった。新型コロナウイルス感染症パンデミックを受けて6月に創設された仮想裁判所の導入は、特に再勾留中の収監者の間における、過密状態を軽減させるための政府の取り組みの一環であった。

e. 公正な公判の否定

憲法では独立した司法制度について規定しており、政府は司法の独立性及び公平性を概ね尊重していた。

裁判手続

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律では、公正な公開裁判を受ける権利について規定しており、独立した司法制度の下で概ねこの権利が行使されていた。刑事被告人は、有罪であることが立証されるまでは推定無罪とされていた。当局者は、必ずしも被告人にその嫌疑を速やかに伝えていたわけではなかった。法律では、不当な遅延のない公正かつ適時な公開裁判について規定しているが、未決事案が適時に裁判を受ける権利の妨げとなっていた。被告人には、裁判に出席する権利と、自分で選んだ弁護士と連絡を取り合う権利、或いは極刑に値する重罪で告発された貧困者の場合には、公費で弁護士を付けてもらう権利が付与されていた。被告人には、弁護の準備を行うための十分な時間と適切な施設が与えられていた。当局者は、告発された瞬間から全ての上訴までを通して、必要に応じて被告人の現地語による無償の通訳を付けていた。被告人とその弁護士には、検察側や原告側の証人に対抗して、自分たちの証人を呼んで証拠を提示する権利が認められていた。被告人に証言や罪の自白を強要することは認められていなかった。被告人には、判決を受けて上級裁判所に控訴することが認められていた。

5月3日に、ガンビア弁護士協会（Gambia Bar Association）と国立法的支援機構（National Agency for Legal Aid）が、収監者に対して無償で司法サービスを提供することを定めた覚書に署名をした。年末の時点において、当該組織は、国内の3つの刑務所に収監されている被告人と再勾留者及び年少収監者に司法サービスを提供していた。

また司法制度では、慣習法とシャリーア（Sharia：イスラム法）も認めている。

慣習法は、非イスラム教徒の結婚と離婚、相続、土地保有、部族や氏族の指導者の地位及びその他の伝統的関係や社会的関係を網羅している。地区長が、その地区レベルで慣習法を運用する地域裁判所の裁判長を務める。慣習法では、年齢、ジェンダー及び宗教にかかわらず、全ての市民の権利を認めている。

イスラム教の信仰者に対しては、結婚、離婚、相続をはじめとする家庭内問題についてはシャリーアが適用される。弁護士はイスラム法や慣習法に関する教育を受けていないため、カーディ（Qadi）裁判所（離婚と相続の問題を解決する伝統的なイスラム裁判所）や地区裁判所には、標準的な法定代理人は関与しない。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治犯や政治的理由により勾留された者の報告はなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

民事上の訴訟手続及び救済方法

高等裁判所では、市民権及び人権に関する訴訟の審理が行われる。また人々は、人権法に対する違反に関しては、オンブズマン事務局に支援を求めることもできる。オンブズマン事務局には、そうした事件について調査を行い、司法の場で考慮してもらうための救済方法を提言する権限が付与されている。

個人及び組織は、家庭内の決定が意に沿わない場合には、地域の人権機関に訴えることができる。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法ではこれらの行為を禁止しており、政府がそうした禁止条項を尊重していないという報告はなかった。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法及び法律では、言論及び報道の自由について規定しており、政府は概ねその権利を尊重していた。独立した報道機関、効果的な司法制度及び機能的な民主的政治制度が相まって、言論及び報道の自由が促進されていた。

オンライン・メディアを含む報道の自由：独立系メディアが精力的に活動していて、幅広い見解を表明していた。とはいえ、1月26日には警察が、地方ラジオ局のキング・アンド・ホーム・デジタルFM（King and Home Digital FM）を閉鎖した。警察は、扇動的なメッセージを放送して暴力を煽ったとして、同放送局のオーナー及びマネージャーを逮捕して告発し、48時間以上にわたって拘束したのちに彼らを保釈した。司法省（Ministry of Justice）の検察官は、そうした告発の裏付けとなる事実上の根拠を見出すことができず、告発を却下した。同ラジオ局の放送事業者免許は1カ月間にわたって停止されることになった。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスの制限や遮断、或いはオンライン・コンテンツの検閲は行っておらず、政府が適切な法的権限なしに私的なオンライン通信を監視し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ているという信憑性の高い報告はなかった。

学問の自由と文化的行事

学問の自由や文化的行事に対する政府の制約はなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

法律では、平和的集会及び結社の自由について規定しており、政府は平和的結社の権利を概ね尊重していた。とはいえ、平和的集会の権利には制約が課せられていた。

平和的集会の自由

法律の規定により、ガンビア警察は、大衆のあらゆる会合や集会に対して許可を与えなければならないことになっている。警察の監察長官に許可の承認／不承認を決定する権限があり、当該監察長官には自らの決定を申請者に書面で伝えることが義務付けられている。一般的に申請は、抗議計画案の平和的性質に関して懸念がない限り承認される。フランス政府によって施された訓練により、効果的で非暴力的な群衆制御手法を用いる治安部隊の能力は当年中に向上が見られた。

メディアは、1月26日に、平和的に始まったがのちに暴力的な性質へと変化した、Three Years Jotna Movementによって計画された抗議運動の最中に、警察が137人のデモ参加者を逮捕したと報じた。警察と抗議者の双方合わせて131人が負傷した。Three Years Jotna Movementは大統領に対し、3年後に退陣するという2016年の選挙運動中に自らが宣言した約束を守るように要求し、当該活動団体に所属している一部の人々が、暴力を用いて大統領を力づくで退陣させることを提唱した。そして伝えられるところによれば、抗議者の一団が、交渉を通じて当局から承認された抗議運動区域から逸脱し、警察が抗議者の一掃へと動いたときに暴動が勃発した。警察は投石してくる抗議者に対して催涙ガスを使用し、抗議者の小集団がバスの待合所に火を放った。抗議者が負ったけがのほとんどは、催涙ガスによる呼吸器系のものであったが、一部の抗議者及び警察は、投げられた石やがれきによって重大な裂傷を負った。そして1月26日に、抗議運動を計画したアブドゥ・エンジェ (Abdou Njie)、エブリマ・キティム・ジャルジュ (Ebrima Kitim Jarju)、シェリフ・ソンコ (Sheriff Sonko)、ハジ・スワネ (Hagi Suwaneh)、ファンタ・ムバロウ (Fanta Mballow)、カリム・トゥレイ (Karim Touray)、ヤンクバ・ダルボー (Yankuba Darboe) 及びムクタル・セーサイ (Muctarr Ceesay) が、違法な集会を開いて暴動を起こしたとして起訴された。2月24日に、そ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

これらの抗議運動計画者たちは保釈された。年末の時点で、それらの人々の裁判はまだ行われていなかった。

c. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」(<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>)を参照のこと。

d. 移動の自由

法律では、国内移動、海外渡航、海外移住及び本国帰還の自由について規定しており、政府は概ねこれらの権利を尊重していた。

国内の移動：警察や出入国管理局職員は、頻繁に検問所を設けていた。適切な身分証明書類を所持していないことが判明した人は、勾留されたり賄賂の支払いを強要されたりした。

e. 国内避難民の地位及び処遇

該当なし

f. 難民の保護

ガンビア難民委員会 (Gambia Commission for Refugees) が、国連難民高等弁務官事務所 (Office of the UN High Commissioner for Refugees) と連携して、難民の保護に取り組んでいた。

庇護へのアクセス：法律では難民資格の付与について規定している。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

法律では国民に対して、平等な普通選挙権に基づき、無記名投票で行われる自由且つ公正な定期的選挙を通じて、自分たちの政府を選択する権利を付与している。

選挙及び政治的な参加

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

最近の選挙：ガンビアでは、2016年に大統領選挙が行われ、野党連合の候補だったアダマ・バロウが現職のヤヒヤ・ジャメを打ち破った。この選挙は概ね平和的で、信頼できるものであると考えられた。敗れた現職大統領は、当初はこの結果を受け入れていたが、のちにプロセスに不正があったと主張して、選挙の「無効」を宣言した。このことが、地域的及び国際的な圧力と、加盟国がガンビアの国境に兵士を集結させていた西アフリカ諸国経済共同体の軍事力の脅威に屈して、ジャメが主張を取り下げて赤道ギニアに亡命するまでの、6週間に及ぶ政治的行き詰まりにつながった。

また同国では、2017年に議会選挙も行われており、この選挙は国内外の監視団から概ね自由且つ公正であったと評された。ガンビア民主会議（Gambia Democratic Congress）を率いていたママ・カンデー（Mama Kandeh）は、プロセス全体の不公正さが露見することになる証拠があると主張して、選挙結果を受け入れようとしなかった。しかしカンデーは、自らの主張を立証する証拠を何も提示しなかった。

女性及びマイノリティーの参加：女性やマイノリティーの政治的プロセスへの参加を制限する法律はなく、実際にそれらの人々が参加していた。証拠が示唆するところでは、文化的制約によって女性の政治的プロセスへの参加が制限されていて、内閣及び議会では男性の数が女性の数を大幅に上回っていた。58議席から成る国民議会の中で、議席を持っている女性はわずか5人にすぎない。

第4節 政府内の腐敗と透明性欠如

法律では、政府職員による汚職行為に対して刑事罰を定めており、政府は概ねこの法律を執行していた。

資産公開：法律では、任命された公務員と選挙で選ばれた公務員の双方に対して、所得及び資産開示文書の提出を義務付けているが、これに従わなかった場合の罰則については規定していない。資産公開の監視及び検証を行う権限を付与されている政府機関はない。申告書は一般大衆には公開されていない。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

一般に、いくつかの国内及び国際人権団体が政府からの制約なしで活動していて、人権にかかわる事案について調査を行い、それに関する自らの所見を公表していた。それらの中には、ガーナとガンビアの両国政府に、2005年のガーナ人44人を含む非正

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

規移民の殺害の件でジャメ前大統領の裁判を行わせることを目指す#Jammeh2Justice 運動や、TRRC をサポートしてジャメ政権時代の人権侵害の被害者を支援している被害者支援センター（Victims Center）が含まれていた。

当年中、政府職員は、人権団体から提起された人権問題に対して、たいていは協力的に対応していた。法律では、引き続き NGO に対して、全ての NGO（国際 NGO を含む）の同国内での活動の権利の拒否、一時停止又は取り消しを行う権限を有する、国家諮問委員会（National Advisory Council）への登録を義務付けている。当年中には、同委員会はいかなる NGO に対してもそうした措置は講じなかった。

政府の人権機関：オンブズマン事務局は、人権の促進及び保護と社会的弱者集団の支援を委任された国家人権部隊（National Human Rights Unit : NHRU）を運営している。当該事務局は、刑務所や警察署を含むあらゆる勾留場所に無制限にアクセスすることができる。当年中 NHRU は、違法な解雇、雇用の打ち切り、不当な処遇及び非合法的な逮捕や勾留に関する苦情に取り組んでいた。

9 月に TRRC は、新型コロナウイルス感染症による制限のために、3 月から 9 月までの 6 カ月間にわたって中止されていた聴聞会を再開した。TRRC の証人は、殺人、拷問、恣意的勾留、性的暴行、強制失踪を含む、ジャメ政権による人権侵害の事例が複数あったことを証言した。証人には、甚だしい人権侵害を犯したことを認めた、暗殺団「ジャングラーズ」のメンバーが含まれていた。

国家人権委員会は、積極的に人権侵害に対する取り組み及び調査を行い、依然として続く同性愛の犯罪化といった人権問題への取り組みに向けた、政府の行動を公に求めていた。

第 6 節 差別，社会的虐待及び人身売買

憲法及び法律では、全ての人々が平等であると定めており、何人たりとも、人種、肌の色、ジェンダー、言語、宗教、政治的又はその他の見解、国籍や社会的出自、属性、出生或いはその他の身分のために、差別的な扱いを受けてはならないと謳っている。差別に対する法律の規定は、養子縁組み、結婚、離婚、埋葬及び財産相続には適用されない。法律では、雇用、クレジットの利用、企業の所有及び経営或いは住居供給や教育における差別を禁止している。

政府がこの法律の執行を怠ったという報告はなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では、強姦行為（ジェンダーには言及せず）とドメスティック・バイオレンスを刑事罰の対象としている。強姦で有罪判決を受けた者には終身刑が科される。また強姦未遂で有罪判決を受けた者には、最大7年の懲役刑が科される。夫婦間及び近親者間の強姦が横行していたが、それらは違法行為とはされておらず、警察官は一般に、それらは自らの管轄外にある家庭内の問題と考えていた。強姦及びドメスティック・バイオレンスは、被害者が抱く報復への恐れ、不平等な力関係、不名誉、差別、及び虐待を報告しないという家族や友人からの圧力のために、報告されないまま済まされることの多い、広く蔓延する問題であった。ドメスティック・バイオレンスで有罪判決を受けた者には、2年の懲役刑か相当額の罰金刑、又はその両方が科される。

女性問題・児童・社会福祉省（Ministry of Women's Affairs, Children, and Social Welfare）は、避難所を運営しており、また国連機関や市民社会団体と協力して、性やジェンダーに基づく暴力に取り組んでいる。11月には、国内の性やジェンダーに基づく暴力の問題に取り組むために、包括的イベントのキャンペーンが行われた。副大統領が行進を先導して、問題に対する意識を向上させるとともに、性やジェンダーに基づく暴力の被害者に、加害者の告発及び起訴のために虐待を報告するよう呼びかけた。

女性性器切除（FGM/C）：法律では少女及び女性のFGM/Cを禁じているが、この慣行は大衆からの幅広い支持を得ている。法律では、女兒の割礼で有罪判決を受けた者には3年以下の懲役刑か相当額の罰金刑又はその両方が科され、子どもが死亡した場合には終身刑が科されると規定している。この慣行の報告を怠ると、相当額の罰金刑につながる場合がある。暴力事件はめったに報告されない上に、報告された場合でも被害者や目撃者が非協力的な態度を取るために、当局は必ずしもこの法律を執行しているわけではなかった。当年中には、FGM/Cでの逮捕は1件も行われなかった。

FGM/Cは社会に深く根付いた慣行である。当事者たちがこの法律に賛成していないか、若しくは慣行に携わった家族や地域住民を当局に報告することを気まずく思っているかのいずれかの理由により、FGM/Cの事例が報告されることは極めてまれである。ユニセフ（UNICEF）及びNGOによれば、15歳から49歳までの少女及び女性の76パーセントが、FGM/Cを受けさせられていたということである。ガンビア女性と子供の健康に影響を及ぼす伝統的慣行委員会（Gambia Committee on Traditional Practices Affecting the Health of Women and Children）、ワッサ・ガンビア・カフォ（Wassu Gambia

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Kafo), セーフ・ハンズ・フォー・ガールズ (Safe Hands for Girls), シンク・ヤング・ウィメン (Think Young Women) をはじめとする NGO が、同国における FGM/C との闘いの最前線に立っていた。

セクシャルハラスメント：法律ではセクシャルハラスメントを禁じており、有罪判決を受けた者には懲役 1 年の強制実刑判決が下されると規定している。セクシャルハラスメントは広く横行していたが、差別、社会的な不名誉、及び不平等な力関係や報復への恐れから犯罪者を刺激したくないという気持ちのために、あまり報告されていなかった。

人口抑制における強要：政府当局側における強制的な妊娠中絶や本人の意に反した不妊手術の報告はなかった。

差別：憲法及び法律では、人種、肌の色、言語、宗教、政治的又はその他の見解、国籍や社会的出自及び出生に関してなどを含めて、全ての人々が平等であると定めている。法律では、雇用、クレジットの利用、企業の所有及び経営或いは住居供給や教育における差別を禁止している。それにもかかわらず、法律では、養子縁組み、結婚、離婚、埋葬及び財産相続に関しては、女性に対して同じ法的地位及び権利を定めていない。当年中に、政府が実質的に同法を執行していないという報告はなかった。

子ども

出生届：子どもは、同国の領土内での出生により、又はいずれかの親を通じて市民権を取得する。全ての親が出生を届け出たわけではないが、それによってその子どもが、公衆衛生サービスや教育サービスを受けられなくなるわけではなかった。ほとんどの場合、出生証明書を容易に取得することができた。

教育：憲法及び法律では、無償での初等及び前期中等レベルの義務教育の提供を義務付けている。しかし家族は、教科書代、制服代、給食費、学校基金拠出金及び受験料を支払わなければならない場合が多い。推計で初等教育学齢期の子どもたちの 75 パーセントが初等学校に入学していた。女子は、初等学校では全生徒のおよそ 2 分の 1 を占めていたが、高等学校では全体の 3 分の 1 にすぎなかった。

児童婚、早期結婚及び強制結婚：法律により、18 歳未満の子どもには結婚が認められていないが、慣習法又はシャリーアに基づき、18 歳未満の少女の 34.2 パーセントが結婚していて、15 歳未満でも 9.5 パーセントが結婚していた。政府は、とりわけ僻村を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

中心とした国内のいくつかの地域における意識向上キャンペーンを通じて、同法に対する認識を生じさせようとしていた。

児童の性的搾取：法律では、商業的な性的搾取、身売り、売春目的での子どもの提供や調達及び児童ポルノに関連する慣行を禁止している。NGOは、この法律の執行が難しいのは、親密な家族の問題に関する国民的な秘密主義の風潮と、正式な法律制度外での問題解決を好む傾向が原因であると考えていた。

合意の上での性交渉が認められる最低年齢は18歳である。性的人身売買で有罪判決を受けた者には、50年から終身刑までの懲役刑と相当額の罰金刑が科される。法律では、子どもの商業的な性的搾取の有罪判決に対しては犯罪のタイプに応じて懲役10～14年、売春目的での子どもの調達の有罪判決に対しては懲役10年、また児童ポルノの有罪判決に対しては懲役5年の刑が科せられると定めている。

国際的な子の奪取：ガンビアは、1980年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を締結していない。これに関する情報については、米国国務省の「国際的な親による子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Parental Child Abduction)」(<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/for-providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>)を参照のこと。

反ユダヤ政策

既知のユダヤ人コミュニティはなく、反ユダヤ的行為の報告はなかった。

人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>)を参照のこと。

障害者

憲法では、障害者に対する差別や搾取を禁止しているが、特に医療サービス、教育及び雇用へのアクセスに関して、保護されるべき障害の種類については規定していない。交通機関、建物及び情報や通信への障害者のアクセスの確保を義務付ける、明確な法律上の規定はない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

視覚障害、聴覚障害及び学習障害のある生徒のための、3つの異なる学校がある。それ以外の身体障害のある生徒は普通学校に通うことができるが、特定のニーズに取り組むためのプログラムや施設はない。障害のある子どもが中等教育を通して学校に通っていた割合は、その他の子どもたちよりも低かった。

性的指向や性同一性を理由とする暴力行為、差別、その他の虐待

法律により、「悪質な同性愛」は、有罪判決を受けた者に終身刑が科せられ得る犯罪とされている。そこには、同性愛行為の常習犯や前科がある者、18歳未満の相手や他の社会的弱者集団のメンバーと同性愛関係にある18歳を超える者、或いは同性愛関係にあるHIV感染者などが含まれる。

もっと差し迫った優先事項を引き合いに出して、大統領はガンビアでは同性愛は取るに足らない問題であるとして片づけていた。2018年に、国連人権理事会（UN Human Rights Council）に対する同国の代表団は、政府にはこの法律の破棄や改正を行う予定はないと明言した。この法律が執行されることはめったになかったが、7月1日に現地メディアが、1人のセネガル国民が他の成人と同性愛関係を持ったとしてコツで逮捕されたと報じた。当初その男性は、性的関係を持ったガンビア人男性の携帯電話を盗んだとして警察に通報された。

法律では、住宅供給、雇用、医療などの行政サービスへのアクセスといった必需品や必須サービスにおける、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）の人々に対する差別には対処していない。LGBTIの人々に対する激しい社会的差別があった。

HIV／エイズに対する社会的偏見

雇用、住宅供給或いは教育や医療へのアクセスにおける、HIVに関係する偏見や差別についての当局への報告はなかったが、それらは存在していた。HIV／エイズの感染者に対する社会的差別と、パートナーや親族からの拒絶に対する恐れが、時として感染者の特定及び治療の妨げとなっていた。政府の*国家保健戦略計画2014～2020年*（*Gambia National Health Strategic Plan 2014-2020*）では、HIV／エイズ感染者のケア、治療及び支援について規定している。この多部門計画には、高リスク集団のためのHIV予防プログラムが組み込まれている。

第7節 労働者の権利

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律では、公務員、家庭内労働者、裁判所職員及びその他の特定カテゴリーの労働者を除き、労働者が独立した組合を結成したりそれに加入したりする自由、団体交渉を行う自由及び合法的なストライキを行う自由を定めている。軍隊、警察、保健、救急、刑務所、給水・給電サービス、ラジオ・通信サービス部門の従業員をはじめ、様々な必須サービス部門の従業員は、組合を結成したりストライキを行ったりすることが禁止されている。さらに、法律では労働問題に対して責任を負う大臣に、その他のいかなるカテゴリーの労働者についても法の保護から除外する権限を付与している。組合が承認を得るためには登録しなければならない。法律の規定により、労働組合の登録を行うには最低 50 人の労働者が加入していることが必要とされるが、この条件を満たすことのできる職場はほとんどない。また法律では、組合の登録担当者は、理由なしで労働者団体の金融口座を調べることができるとも規定している。

法律では、争議行為を行う場合には、行為開始の 14 日前（必須サービスが関係する行為の場合は 28 日前）までに労働局長官に書面で通知することを組合に義務付けることにより、ストライキを行う権利を制限している。警察及び軍の関係者は苦情処理班にアクセスすることができ、また公務員は組合の苦情を公共サービス委員会や政府の人事管理事務所に提出することができた。雇用主は、政治的目的を追求するものとみなされる争議行為については、裁判所に禁止命令の発出を求めることができる。また裁判所は、労働争議の解決に向けて集団的に合意された手順に違反すると判断された行為も禁止することができる。法律では、ストライキを規制する法律を遵守しているストライキ参加者に対する報復措置を禁止している。雇用主は、合法的な組合活動に参加したことを理由に、登録されている組合のメンバーを解雇したり差別したりすることはできず、法律では、組合活動を理由に解雇された労働者の復職について規定している。また法律では、雇用、訓練及び雇用条件に関する最低契約基準も定めており、契約で組合員であることを禁止してはならないと規定している。

政府は実質的にこの法律を執行していなかったが、結社の自由という労働者の権利が持続的に侵害されているという公式報告はなかった。リソース、検査及び改善が不十分であった。刑罰は同様の違反に対するものと釣り合っておらず、まためったに適用されることがなかった。行政及び司法手続は、大幅な遅れや苦情にさらされていた。

労働組合は小規模で断片化していたが、団体交渉が行われていた。組合員は、政府に干渉されることなく交渉を行うことができていたが、それらの人々には経験、秩序及

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

びプロ意識が欠如していて、政府に交渉の支援を求めることがしばしばあった。労働省（Department of Labor）がほとんどの団体協約の登録を行っており、それらは3年間有効とされ更新することもできた。

b. 強制労働の禁止

憲法及び法律では、児童労働を含むあらゆる形態の強制労働を禁止しているが、政府は実質的にこの法律を執行していなかった。この法律では、数ある重要な労働規制の中でも特に、契約上の権利、結社の自由、団体交渉権、職場における懲戒手順をはじめとする、全般的な雇用保護について明示している。しかし、家庭内労働者は同国の労働法の下では保護されておらず、そのためにそれらの人々が搾取の被害に遭いやすくなっていた。強制労働に対する刑罰は、他の重大犯罪に対する刑罰と釣り合ったものであったが、それが適用されることはめったになかった。

兵役メンバーが、農業、エンジニアリング、保健、教育関連などの、性質的に純粋な軍事とは言えない作業の実施を強要される場合がある。女性と子どもは、主に家庭内労働を中心とする強制労働と、商業的な性的搾取にさらされていた。国際労働機関（International Labor Organization）の協定に反して、法律では、禁止出版物の所持、扇動的な発言や執筆、及び風説や虚偽情報の流布で有罪判決を受けた受刑者については、強制労働を認めている。

米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」

（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律では、最悪の形態の児童労働の全てを禁止しているわけではない。憲法では、16歳未満の子どもの経済的搾取を禁止しており、また規制では、18歳未満の子どもを、採鉱や採石、航海、重量物の運搬、重機の操作、酒類を提供する施設での労働をはじめとする、搾取的労働や危険な仕事に従事させることを禁止している。法律では、軽作業については最低年齢を16歳と定めているが、12歳という幼い子どものインフォーマル・セクターでの見習いを認めている。

労働省は、児童労働法及び最悪の形態の児童労働に関する協定の執行に対して責任を負っているが、実質的にそれを行っていなかった。政府は当年中に、児童労働の防止や取り締まりのための対策をほとんど講じなかった。児童労働法違反に対する刑罰

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は、同様の重大犯罪に対する刑罰と釣り合ったものであったが、それが適用されることはめったになかった。労働局長官が本人の年齢が記載された従業員労務カードの登録を行っており、法律によって長官に児童労働法の執行権限が付与されている。執行検査はほとんど行われておらず、行われた場合でも訴追された者は1人もいなかった。

児童労働は主にインフォーマル・セクターで行われており、その大部分は規制されていなかった。学費の上昇と所得の停滞とが相まって、一部の家庭では子どもを学校に通わせることができなくなっており、それが一因で子どもたちが児童労働の被害に遭いやすくなっていた。さらに、多くの子どもたちが14歳で9年間の義務教育を終えており、それも彼らが児童労働の被害に遭いやすい要因となっていた。都市部では、一部の子どもたちが、露天商、家庭内労働者又はタクシーやバスの助手として働いていた。強制的な物乞いを含めて、子どもたちが路上で物乞いをしている事例があった。また14～17歳の子どもたちは、大工、石工、配管工、洋服仕立業及び自動車修理工の仕事もしていた。農村部の子どもたちは、多くは危険な条件の下で、家族経営の農場で働いていた。

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」(<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>)も参照のこと。

d. 雇用及び職業に関する差別

憲法では、人種、肌の色、ジェンダー、言語、宗教、政治的又はその他の見解、国籍や社会的出自、障害、性別、属性或いは出生に基づく差別を禁じている。法律では、HIV／エイズ感染、性的指向或いは性同一性に基づく差別は特に明確には禁止していないが、その他の身分に基づく差別を禁じている。法律では、雇用及び職業に関する差別を禁止する基準を定めており、政府はその法律を、フォーマル・セクターでは適用するが大規模なインフォーマル・セクターでは適用しないという、一貫性に欠ける形で執行していた。刑罰は、他の同様の違反に対するものと釣り合ったものであった。

フォーマル・セクターにおける雇用は、男性と同じ給与額で女性にも開かれており、その他の種類の雇用においても法律上の差別は存在しなかったが、社会的差別が残存していて、一般的に女性は食品の行商や自給農業といった低賃金の職業に就いていた。また法律では、労働省に認定された民間企業における差別も禁じている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

当年中には、政府からの雇用や職業に関する差別的慣行の事例報告はなかった。

e. 受入れ可能な労働条件

団体交渉、仲裁又は組合と経営者側との間で達した合意によって組合員の賃金が決められており、最低賃金は一般的に世界銀行（World Bank）の国際貧困線を下回っていたものの、政府が定めた国内貧困基線は上回っていた。雇用主は、ほとんどの労働者には最低賃金を上回る金額を支払っていた。ほとんどの市民は労働者1人の収入だけでは生活しておらず、拡大家族の中でリソースを共有していた。労働省は、最低賃金を守らせることに対して責任を負っているが、政府は実質的にこの法律を執行していなかった。賃金及び労働時間の違反に対する刑罰は、ほとんど執行されていなかった。ほとんどの労働者は、民間部門で雇用されているか自営業を営んでおり、多くの場合、それらは労働法が執行されない農業部門やインフォーマル・セクターに属するものであった。

基本的な法定週間労働時間は、連続6日を超えない期間の中で48時間である。政府の週間労働時間は、月曜日から木曜日までの4日間の8時間就業日と金曜日の4時間就業日で構成されている。民間部門は、一般的に月曜日から土曜日まで営業している。規制により、30分間の昼休みが義務付けられている。規制では、政府職員に対して、1年間勤務したあとには1カ月の年次有給休暇を取得する権利を付与している。政府は、ほとんどの政府職員に対して超過勤務手当を支払っていない。しかし、臨時雇いの政府職員や民間部門の労働者は、1時間当たり5割増しで算出された超過勤務手当を受け取っている。外国人労働者や季節労働者についても例外はない。

法律では、雇用主が指定の職務に就いている労働者に支給しなければならない、適切な安全器具を指定している。また法律では、労働省に対して、工場の安全衛生、災害防止及び危険な仕事を規制する権限と、検査官を任命して抜き打ち検査を行い、危険な状況を特定して制裁を科すことで法令遵守を徹底させる権限も付与している。労働者は、危険な職場では防護具や防護服を要求することができ、労働安全衛生基準の違反については労働省に訴えることができる。労働者は、自らの仕事に潜在的な危険がなければ、危険な状況から身を遠ざけることはできなかった。法律では、政府に雇用されている外国人労働者を保護しているが、民間で雇用されている外国人が法律で保護されるのは、有効な就労許可証を保有している場合のみである。

政府は、労働安全衛生に関する法律を実質的に執行していなかった。刑罰は同様の違

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

反に対するものと釣り合っておらず、まためったに適用されることがなかった。裁判所の救済策は時間も費用もかかるもので、また概して非効果的であった。労働検査官の数は、法令遵守を徹底させるには不十分であった。賃金及び安全基準は、ほとんどの労働者が属するインフォーマル・セクターでは執行されていなかった。

安全衛生基準の違反は、サービス、建設、農業及び家庭内労働部門で幅広く見られた。フォーブス（Forbes）の2020年報告書の「労働者にとって世界で最も危険な国（*The World's Most Dangerous Countries for Workers*）」によれば、ガンビアの労働者の64パーセントが、仕事中に負傷したことがあると述べたということである。2月には、2人の下水管清掃作業員が、地方レストランの下水管の中で死亡した。